



羽の情報便

交際費と会議費の取り扱いに注意しましょう。

税務調査で必ず対象にされるのが交際費。交際費は経費でありながら損金算入ができない厄介な経費で、計上する上でも非常に間違いが多い科目です。

交際費は企業がその営業・業務遂行に際して、得意先、仕入先などの事業関係者と親密度を増し、取引を円滑な進行を図ることを目的としています。

支出の相手方は「得意先その他事業関係者等」となっています。この中には得意先、仕入先のみならず、間接的に利害のある者、取引のない同業者、さらに今は取引がなくても近い将来に取引対象となる者も含まれます。また会社の内部の者(株主、役員、従業員)も含まれます。

交際費課税は、資本金の額によって以下のようになっています。

■ **資本金が1億円を超える企業の場合**

交際費等は一切、損金算入できません。

■ **資本金が1億円以下の企業の場合**

定額控除限度額(600万円)までの90%を損金算入することができます。



実務上よく問題になるのが、会議費と交際費の区分です。会議に関連して、茶菓子、弁当その他これに類する飲食に通常要する費用は、会議費となります。お茶代がわりにビールを1、2杯程度飲んでも交際費には該当しません。

1件当たりの金額基準は、交際費等に該当する飲食費のうち1人当たり5,000円以下の飲食費については、期末資本金の額にかかわらず、会議費として処理することができます。ただし自社の役員や従業員の接待等のために支出する飲食費については、金額にかかわらず、交際費等となります。

これらを参考にしながら、あくまでも会議の実質を考慮して、後日の税務調査でトラブルのないように判断してください。

交際費と会議費

当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト
らくらく経理事務! <http://keiri-jimu.srv7.biz>
- ◆ スタッフブログ更新中!
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載!
プラスマネジメントホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版も以下サイトからお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。
 ■まぐまぐ! (<http://www.mag2.com/>) ■melma! (<http://melma.com/>)

お客様からのQ & A



株主優待券など経済的な利益を得た場合には雑所得となり、配当所得にはなりません。雑所得となりますので厳密にいいますと、確定申告が必要となります。ただし、サラリーマンなど給与所得以外の所得がない等の場合には、その優待券等の評価額が二十万円以下であれば、確定申告をする必要はありません。

某食品会社の上場株式を所有しており、株主優待として自社製品三万円分の引換券が送られてきました。所得税法上では配当所得になるのでしょうか？

税金まめ知識（第36回）消費税の免税事業者

消費税では、前々事業年度（**基準期間**）の売上高および営業外収益のうち課税取引に該当するものが1,000万円を超える事業者を**課税事業者**といい、消費税の納税義務が発生します。

逆に基準期間において課税売上高が1,000万円以下ならば、消費税の納税義務は免除されます。この事業者を**免税事業者**といいます。

免税事業者と判定されれば、預かっていた消費税を納めずにもらって良いこととなりますので大変お得なお話になります。

消費税の免税事業者の判定には、基準期間（前々事業年度）の課税売上高によって行われますが、新設法人の場合は、基準期間がないため、**資本金の額**によって判定されます。

■資本金1,000万円以上の会社

ある程度の事業規模を持つ会社と判断され、設立初年度と2年目は課税事業者となります。但し、設立3期目は、第1期の課税売上高で判断されます。もし、第1期の課税売上高が1,000万円以下だった場合、その年は、免税事業者となります。

■資本金1,000万円未満の会社

事業規模や煩雑な消費税の事務作業の負荷軽減より、設立初年度と2年目は免税事業者となります。第3期以降は、通常の判定基準となります。

いずれの場合も3年目以降は、正規の方法（基準期間の課税売上高による判定）となります。この仕組みを利用すれば、初年度から大きな売上高が見込める事業を計画している場合、会社を新規設立するときに資本金を1,000万円未満にしておけば、2年間は預かった消費税を納めなくてもよいこととなります。



6月の税務カレンダー

市町村の条例で定める日

個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第1期分）

6月15日（火）

所得税の予定納税額の通知



5月30日（水）

4月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞

10月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞



毎月の電気代でコスト削減 ～月々の電気代を最大40%コストカット!～



毎月お使い頂いている電気の使用量・使用時間・方法等を適切な使用の契約に見直すサービスです。
電力会社への複雑な申請作業は、弊社が全て代行しますのでご安心ください。

成功事例24： **ビデオ店**（年間 17.9%の削減）

| 合理化前 | | 合理化後 | |
|--------|--------------|--------|--------------|
| 年間の電気料 | 2,270,684円／年 | 年間の電気料 | 1,864,268円／年 |

年間の電気料金削減金額 1年間で **406,416円** 10年間で **4,064,160円**

とにかく電気代削減診断（無料）だけでも弊社にお任せください。
その後、契約変更するか否かは、お客様のご判断です。



ちょっとコーヒーブレイク!

税金クイズ (7)



【問】 海外への社員旅行を企画する場合、参加者（社員）への給与課税にならないプランはどれでしょうか？

- ① 参加者：6名、旅行期間：4泊5日、会社費用負担総額：60万円
- ② 参加者：6名、旅行期間：3泊4日、会社費用負担総額：150万円
- ③ 参加者：4名、旅行期間：2泊3日、会社費用負担総額：40万円



【正解】 ①

社員旅行に関しては税務では以下の2つの要件を満たす場合には社員旅行に係る会社負担額を原則として社員に給与課税しないことになっています。旅行に要する期間が4泊5日(目的地が海外の場合には、目的地における滞在日数)以内であること、かつ全従業員の50%以上の参加者があることが条件です。但し、この2要件を満たしていても会社負担額が高額になったときは、「社会通念上一般的に行われている」旅行とは認められず、給与として課税されるケースも出てきます。この会社負担額の上限額については、通達にも示されておらず、明文化されていないものではありませんが、裁判例等から会社負担額が「1人あたりおおむね10万円以内」であれば給与課税されないという基準が実務上でよく使用される目安となっています。従って、問題のない金額で社員旅行を催すつもりであれば、とりあえず「1人あたり10万円」の線を守るのが無難でしょう。



今月のコラム

いよいよ梅雨の季節がやってきました。じとじとジメジメでおまけに蒸し暑くてなんとなく心が晴れません。今年も、この梅雨の季節に何本の傘を買うのでしょうか・・・。わたしの場合、高価な傘は不要です。ビニール傘がちょうど良いのですが、大事にしないのですぐに失くしてしまいます。まさしく負のスパイラルです。

人それぞれ、ある「モノ」を見ると脳の記憶回路から突然呼び出されて連想してしまうことがよくありますが、わたしの場合この季節、街行く人たちの傘の行列を見ると、お正月のテレビに「おめでと〜ございませう」といって傘の上で色々な物を回して曲芸ををしていた兄弟のおじさん達（お染ブラザーズ）を思い出します。数年前に染太郎師匠がお亡くなりになってからあまりテレビで拝見しなくなりとても残念です・・・。

梅雨が終われば活動的な夏がやってきます。夏休みの予定もそろそろ計画しながら今月は黙々とお仕事に励もうと誓う今日この頃です。



会計経理事務コストを大幅カット！

—記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

◆記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,500円 月額 7,350円～ 決算月 10,500円～

法人：入会金 10,500円～ 月額 15,750円～ 決算月 52,500円～

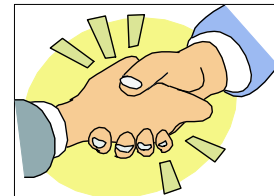
※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

◆伝票貼付サービス料金

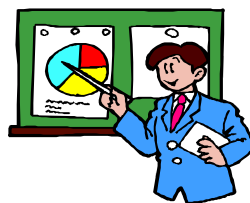
月額 3,150円～

◎ 領収書、レシート等の貼り付け

※ 領収書等を整理・貼付し、ファイルにまとめます。



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務
経理事務派遣業務
生命保険の募集に関する業務
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766
info@plus-management.jp
http://www.plus-management.jp



梅雨の季節は
体調不良に注しましょう。

